

社会福祉法人双葉会行動計画

職員の働き方を見直し、特に女性職員の継続就業者が増えるよう、妊娠、出産、復職時における支援に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間

2 内容

目標 2：育児休業後における原職または原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直しを図り、育児休業を取りやすい環境にする。

<対策>

育児休業マニュアルなどを使用し出産や子育てにおける待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項について周知を図る。